

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成18年6月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第26号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第138号）の施行期日は、平成18年7月1日とする。

（文化市民局市民生活部区政推進課）